近世・近代社会経済資料（古文書）デジタルアーカイブについて

（1）　このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する近世・近代社会経済資料のうち、古文書類について順次デジタル化をすすめているものです。

（2）　このデジタルアーカイブの利用に際しては「東京大学経済学図書館電子資料利用規則」に同意したものとみなされます。

（3）　印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。

（4）　画像は白黒です。文書原本の朱書や裏書、端裏書、裏継目印、前欠・中欠・後欠の部分、丁間に挿入された文書や脱落した付箋については、画像内に「朱書」「裏書」「端裏書」「裏継目印」「前欠」「中欠」「後欠」「挿入文書」「脱落付箋」などの置き札を写し込んであります。また、原本が破損し撮影が不可能な場合や、白紙が何枚も続く場合には、「以下破損につき撮影不能」、「以下〇丁白紙につき撮影省略」などのターゲットで明示してあります。

（5）　画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い文書については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。

（6）　文字間のコントラストの差が大きなものについては、視認性を高めるために、照明を調整して複数回撮影しています。この場合は、同一の丁の画像が複数枚連続して表示されます。

（7）　本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。

（8）　本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 25 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 258061 の交付を受けて作成しています。

海防封事

夷警漫録　二

東京大学
経済学部
研究室
80
505

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5507677317

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5507677317

東京帝國大學經濟學部研究室
80

22714
昭和十四年購入

東京帝國大學經濟學部研究室之印

見

近来異國船打渡海ノ儀ハ昨年ヨリ西ハ海對馬南部
津軽部ヲ奥羽ノ内松前道路多通航致シ候ヲ始メ
其他諸所ニ漂着仕候ハヽ水食料薪等ヲ乞ハヽ
出帆致シ遣ハヽ可ニ之ヲ定ル沿海諸家ニ於テ人数ヲ出
警衛ヲ厚ク兵器ヲ整ヘ相固ル年ハ此ヲ以テ諸家
勝手向ニ相響ク可ニ国務ヲ大ニ逆乖ス仕ル
ヲ以テ此度相城ヲ自然賦斂ヲ重ク下民困窮
事ヲ絶ヲ領国疲弊ヲ上下困和ス仕ル
ハヽ国家ノ大患ヲ延今年ヨリ長寿丸ノ外加船

[illegible]

[illegible]

[illegible]

押へ治打掛ケ成ル　依テ去ル元年機会ヲ付務ヲ以テ
も此度云置いも金穀義慢倫転過度　御家威も
物ノ上位家祖法治海のごとく　御国中も度年衰
耗も如ノ時を察て以ル公会ヲ以ル原廉四海ノ
以条此度御下令し計畫刊害ニ而不在後年
ヲ以て永久仕安心ヲ成様ニ為ス事ヲ以残此ヲ
御を深く考通ヲ以て国ハ元御忌憚疑ヲし
顧会ヲ為ス事ヲ一切ニ以て国ハ只今ニ付務ヲ
先延ヲ中遠ハ通一月後ハ以ヲ一月ヲ以二月後ハ以ハ
二月ヲ以の内御ヲ以百一二月又ハ後年ヲ及

及ハ以ヲ実ヲ以ル損ヲ相成　御国威も物ノ位家
祖法を相重ル百一実職ヲ以ル法ヲ及ハ時ヲ差法
有ヲ以ル海も祖ノ以ヲ特更仕実ヲ以て
以ヲ付為ヲ勤ヲ上早ヲ以て国ハ元ヲ手竟此
ヲ以務ヲ為ル　御国付大切ヲ成ヲ為ハ以ヲ実ヲ寛様
及例も為ル法ヲ成ヲ元ヲ氣遠ヲ記一時務ヲ委
収帳然捗ヲして居ル　御国地ヲ義年ヲ以て
藩御ヲ度外ヲ置ハ法ヲ以ル何共ハ入ハ事ヲ為ル
国法ヲ以て以ヲ以ル勤ヲ考究ヲ以ヲ忌憚ハ敬ヲ
海ノ以ヲ以ル聊ヲ以ヲ以ル以ヲ以て以ヲ

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5507677317

明治年

[illegible]二元年[illegible]月[illegible]日於彩邦[illegible]伊[illegible]殿[illegible]殿[illegible]

[illegible]

初席

服部法[illegible]
中多中[illegible]
[illegible]
[illegible]年安[illegible]
[illegible]年紀伊[illegible]
大田[illegible]
遠[illegible]
[illegible]
久[illegible]
池田[illegible]

二席

[illegible]伊賀[illegible]
池田[illegible]
遠[illegible]
石谷[illegible]
[illegible]
[illegible]

三席

深谷遠[illegible]
石河[illegible]
[illegible]年河内[illegible]
[illegible]年[illegible]助
戸川中[illegible]
[illegible]
羽田[illegible]助

四席 井戸対馬[illegible] 五席 [illegible]中[illegible]

異國船之儀ニ付[illegible]上[illegible]書付　尾井紀伊[illegible]

和蘭國[illegible]書[illegible]和蘭[illegible]
[illegible]

一和蘭國[illegible]歐羅巴[illegible]西北[illegible]方[illegible]有之英吉利國[illegible]九向合
其間海峡[illegible]相成日本道[illegible]十二三里[illegible]有之由和蘭國[illegible]
終十七州[illegible]地有[illegible]咬噶吧彩和蘭其[illegible]亜細亜洲之内[illegible]
所[illegible]領[illegible]有[illegible]本國[illegible]小國[illegible]國柄[illegible]富有[illegible]國[illegible]
[illegible]処天明之頃[illegible]佛[illegible]機國王ボナパルトと[illegible]人元[illegible]王流

と雖も処々に英雄の軍略に長じ遂に大将軍に相成り後終に
国王を逐擯し自ら国王と称し国軍を出し侵掠し
千国に及ぶ大抵切従へ遂に墨西哥国中に国を
立て戦争止むなく和睦を追て所領を切り取り雖成と及ひ
既に長崎表に来り仕合成る者ポナパル潜ひ来り
魯西亜国も切従へ下り字治と云へ向て魯西亜国も大に
驚き及ひ一代国を小者に国を立て乗取と地に
有し仏帝機国を乗取大に相違なりと相聞申候
いつれ乗取の頃と聞き及ひ所の内者の如く仏帝機人
乗取の遂に字平病人多く出来候と絶て義報

なく仏帝機を恐る大軍を以仏帝機と戦中に仏帝機大
敗北し遂に本国に方へ引退し魯西亜王、味方の国々諸侯
王一国に追打に成流石の仏帝機も悪く敗軍に及ひ絶と
ポナパル英吉利之軍船に乗り降参及ひ捕へ地中海の内シント
ヘンナの中島に流罪に被仰付仏帝機王の血筋に成る仏帝国王
いつれ欧羅巴洲国々諸侯王能の地に会盟いつれ以後国々
和睦いつれ此度戦争掠奪いつれ有る義に成一国に成る宵に根に軍
を起し以来有しに欧洲諸侯王打寄に国に可打潰契約
取極に一国和睦し上に成る掠奪いつれの土地に成る相成了
欧羅巴洲中二三十年の戦争悪く平和相成申の 文化十三 丙子年迄 此時表

和蘭國し太子アリンセオラークワルテレブラスと十人勇猛なべり
アンセの地を佛蘭機と大合戦の時一番に先を駆け負し藏地、
中より負なをなるも再度お備給へ佛帝機略を追前し
い所佛帝機略遂に屈服お和蘭帝より和蘭を
傾ふ之場合へ其上保紀い〜上意と度爵を王爵
に昇進を国と掠奪被されに傾ふる事くお也所国勢
大に振ひ所此アリンスハレラフーニークワンテレブラス王号成家智
被ひ所を名をウルレム第一世王と相崇ひ奉り此度出稼と
此の書載有し和国病を有し通一伺の出ら非ず
往古ゝ日本通商し有し日本七度し品を和蘭へ罷り

諸国に書簡ひ所欧羅巴洲の国々も国病を用ひ〜出度
商ひも被ひ〜おんと会を富有し拵おを中ゝを日本通
商し有も有し其上七年出府有し
市米印も唯今以所持〜 此所出米を号ケンフルと唐かぢ
第四し帝に上ケ〜ス
商賣相逆上風伝書し所用も相勤江戸沈れ 作者出版
〜度所を言に雖と海を乗て有此所を〜成を実御を〜以忠義
法を〜海こと上書掛中も出所を通ひ言一英吉利へ成
伺拵し不業を〜〜実易 御先を〜あ所の拵を大切〜
得を場を英吉利〜国給と和蘭を国給
只八中〜以下及の事を伺を場を拵の拵あ所中所

[illegible]

仕間敷事

[illegible]

[illegible]

[illegible]

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5507677317

兎角入用[illegible]

一 陣屋ハ成丈ケ地ニ向背ヲ為て拵ヘ[illegible]

一 海岸守備ニ成ル[illegible]

[illegible]

武器ニ用ヒ候ヲ以テ用ヒ来リ彼国ハ刀槍ヲ捨テ戦ヒハ
専ラ銃砲ニ依テ勝負ヲ決シ候ヘハ銃砲ニ優ル
ヲ以テ作業盛ンニ行ハレ国富ミ武備ヲ充実スルニ至リ
海陸戦ニ於テハ水戦ニ於テハ専ラ銃砲ヲ主トシ
利業ヲ興シ国富ミ武備ヲ充実シ一ニ作業ヲ以テ
ヲ為シ候事ニ付

一
砲術ニ成熟ニ付テハ世界ニ有之ニ付テハ
彼国ヨリ軍艦ヲ買ハ
ヲ以テ上陸仕方ハ
ヲ以テ
自在ニ打方出来ル様ニ
より
ヲ以テ
ヲ以テ
ヲ以テ

蘭医シーボルトより貴信を和蘭に送り[illegible]
先年魯西亜国より使を遣し[illegible]を送り使節レザノフと長崎
[illegible]
紀行之内蝦夷地を取易キ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
右様と[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

抜ケ人数相詰交代等時の粮米莫大の費用も可相減
る夫の為領分疲弊時の粮米を元米にて統領有夫に
て公儀勤務を加へ古例に不拘費用に相当粮しかれども
なり粮米を農民田畑等に仕法等相考法度の武士たる者
地方に居住し中以下にものい自分耕作致さる夫以詰中
入用等減ずるに相応粮しかれども中方減ずるなり
なれども家代人数多者に及急速に成右表者多く
情不弁お働いく急速に成合に平日小銭にて働
則ち自分身代健お力量に相応働お可申必
定市場に銭ケ粮ケ中銭ハ安くハ元高費用に成ル

不意水害可被仕法お考取計成被度事一番肝要
に成ル中困窮に及ひ時に自ら百姓町人迄と及速成果を表
領主役人に成相成ル等一實に事を表ル人民
必死に働仕来ル人多人数有ケ共難粮ケ大事
に成不働いく機会を失ひ日々に困窮お加ル粮米
なりなる故に人々家業に勤務を加へ人数
多寡に不拘事有ケ年に成ル共用に不貴兵卒に銃
気を養ひ事に十分に働お為に粮米を以武具
共外に成ル共不拘有用に所に成ル一ケ一ケ有者

[illegible]

一 津ヶ浦ヶ[illegible]年以 作米[illegible]国主書海[illegible]今更又[illegible]打拂[illegible]

一 [illegible]

作米[illegible]

一 [illegible]

作米[illegible]

中上ゝ様ニ仕ル者ハ浅酒ニ思覺奉中上ゝ事ハ嗚呼
ヶ間敷奉ニ入ル様ニ仕ル者ハ深酒ニ思覺奉中上ゝ
ゝ様ニ仕奉中上ゝ以上

己酉孟冬念二写了　青洲

癡燕愁語

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5507677317

海防に成べき為の上書

近来西夷類りて東海に横出没致候水夷乞来り剣を揮て山川を測量致候或は上陸仕候の人心洶洶の形勢と為り更に恐るべき事共なり

猶概略日々に甚敷風説類りて相聞候

第一番に有之候

私事も日夜腹心疾首仕肝腸寸裂の思に堪ず抱腕切歯仕候

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]を以てさし難く思ひて懷かしき族
[illegible]更に出に[illegible]と云ふ[illegible]の稽點の
日々に燃えて益々[illegible]悍[illegible]
[illegible]近海[illegible]
[illegible]中南[illegible]港に斗[illegible]英[illegible]
の[illegible]遊[illegible]
[illegible]
[illegible]

昔し夷を今之夷を其兵力之虚弱困窮して深慨を機に
利絶天測し遂に満を中に以国日に侵を蚕食夫の防禦
を以ても時世と敵との国異とを以て計ひ仕方
肝要なるあるを古に於て照程守株して其器を小あて
の根基なるのを却を彼の御中に為り果を国家の大患
を門出しいるもおのれ近時西夷し深討もべて古の
元雄の類を以ての遠ずべ遠戦ず外に御信の秋
を示し内を明の心を抱き強の強象の悪を以て
財根の利分をつむを異なる形に偏に人心の倦懈を
国力の衰微を図ひ其機会の到るをまち輙斬伐を行し

或を威を以て他を誘う所謂不戦して人の兵を屈するの
策畧を施しも自て其保護する所深長にして急速の功
を求めず曠踪ふりて誓せび功を得るの方術を逞しう
彼の近時英吉利の漢土莫臥兒における仏郎機の
呂宋満剌加おあるの類ひ出て其疆土を侵きい彼方
何もるあれる外なる我庭慮ここして可恐の所なり
日本と他の比類なき人民蕃衆生産富饒の国なる故に
彼利を専らとしいの醜夷出て其を窺ひ為つけ狙の所なり
十年の年に義を安く彼に数年の恩を忘れ責し稔を汁兼
を過ぎしいるを其根深きを一朝一夕にして抜さ難き

庭すの案も中ニ不容易なる或ハすゝ或ハ吟ゝ夫式
のなる物とも拙の浮き物なる成拙ら後合點
日本ニ再ひ渡来ニ至ル拙を迎ル相成ハ中ハ近時西藏追
倣慢と施し情實を熟ゝ相忖ひ之を為り容易の利
と存うんとの為ら相見ての夫ハ漢土ニ敗衂をとるへて
ハ[illegible]ケ和蘭ニ直て書を捧けさ琉球を測り朝鮮を探
め又ハ[illegible]ゝ邊海ニ出没し山海を測量し露國の態を
示し陸奥変作邦人をうろ[illegible]ゝ迫り拙て互市を許
さを可中のなる段何もの此威を以て制するなるこ[illegible]
其元と夫ハ為ハ夫ハ貿易を乞ひ追ゝ事をなからんとの
深慮ハ近く漢土ニ宗等の[illegible]ハ考合せ[illegible]も其作実ハ
鏡ハ[illegible]ゝ[illegible]ゝ今漢土ニ施し[illegible]術を以て追ゝ
日本ニ施し[illegible]ケ[illegible]ニ[illegible]相成ハ
[illegible]

廣堂市場密ニ[illegible]下半の[illegible]英夷互市
相成ハ成定ハ最初ハ[illegible]ケ[illegible]ハ文化四年亜墨利加船長崎ニ来り交易を
至極ハ[illegible]ハ[illegible]和蘭日録ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

今追々威を以て迫るの階梯なる事必然なり

一 凡そ国間の通交を拒まんとするは必ず仇敵の幹を彼に相唱へる由又たる一冊五子の乳するの図をうみ是五大洲を併呑農括し其位兆をなるのめくそんとの大志を富しの徴も有之由既に曾今通く五大洲の地を養合ひ交ハ地図の沿革を見て顕然相見申されハ其交互市ハ有まるを断と乎として知るべし云るとなれて其備へざるを以るの時に当り

一 乙丙瀬海に地を往く或ハ海賊を大ス 邦人と称し村民の婦女を彼船中に誘ひ奇怪既に示し或ハ婦

を以て茶菓を求ハ可者も有し村民を中を面白きを
と思ひ居るとも有し風説に及ハ或も有し公毛市し成
之後とお如居ハ追々邪教を施し之習の民心を煽惑致
ハ或も出来可仕人

一 朝廷諸有司と夫く深恵遠謀を有之ハ先常人ハ先前
一人を定見を以て海外情実を察祝し偏に冥頑不霊
の者と偏り其機智の敏なるを忌機の粧なるとも弁ず
べ也すれハ西戎美里の波濤を渡き 国を覬覦する
も何とそ事を為ハ為きと自分極メをつけ至防禦の術
ハ荒手として海ヤビ只に務便の法板なるべいつも此姿な

海　日本の威光も地に墜ちて国体失ひ和睦
講和の御使を関ヶ原漢然度外さし置き遠海を乗越
来りたる事実なるは海くるとなく国者の
嘲笑を受けたるあぎ矣し此太平を祥し言ふべきなし
一年も経ずして已に況と海を渡り新
諸侯の類も可有しに矣りとなく今てしも今代なる始き浅
なるの外来るなく更に如何も無念も無き外なれ皆
同家のと流と伝えて以来の天下なる深恩遠誤も無
こと実に国体に関する共に国辱と深くかくき事なり外
もし大閤の朝鮮征伐の時

機頃秀吉の勢威おしあるべきなり
対外的の朝鮮数年治平なく武勇無く取矣
い柔弱矣無なりしかのの細々攻亡されなり
矣去の柔弱なるを角に関て与矣と取ぼり
てのるを也を以て用ひ太平の時なる我寸善大魔と
異国太平なる時　日本より攻　日本泰平なる時
三国より攻る平家太平なれば源氏より攻るなり
家の続るを泰平を用ひをざるを為なりとの
上三国又三国の船なる里の海上一ト走りする外なる間内
すなるなるもの其の最第一なりとの

[illegible]

一上来　乙儀を追て出帆仕候ゟ別段會津元根ゟ候

等ゟ海岸防禦ゟ為　仰付候ゟ　乙酉ゟ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一西夷追海ゟ波出没ゟ[illegible]

[illegible]

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5507677317

米粟薪水少し共取徳といへ共其公義可有之と存ず
着岸さへ被仰付何のしづくきるもなく利を得る歟
も何程も参り可申と存ず其度々法度の雑費取大方追々
相募り国々疲弊し巷と相成不已して自然
と衰微に至る歟此時は即チ雲霧の災術中を蹈の後
つひに国勢と倒キ及ひ可申哉おそれ中上の国を
鑒も有之義と存ず忠常今日急務なる存ず愚衷
ニ御左に陳列仕ル

一 若し善と義とを以ても若互市に仕度事ハ
以て彼の善用の術を以て国家有用の資を採ムベキ

追て国精と酒とハ禁ず勿論なれ共一率ハ行ハ
偽授種類多ク最害多ク下ハ上を欺キ事出書而
ハ作違ハ沙汰を重ハ弊と稱ス故ニ西亜も黙止
居申候ハ稀ニ雖然出入ハ不可不外佛京様要利加
とハ必我ハ互市の元と申出ハ必定ハ法度ハ
ニ成ハ断ニ御出ハ一方と拒ハ一方と拒ハ
ハ相立ハ彼ハ互限仕ル形を以て迫ハ可相成ハ
ニ成ハ扱方有之間敷国家ニ有ハ然ハ法度ハ
有之度ハ

晋懐愍の匈奴を蹈ハ宋欽宗の女直を擒ハ上ニの

不断より遂に挽回しうべきの大害を生ずるに至るべしと雖も近時清国の英夷に迫られ益々
金銀互市を開きたるより西夷の益々蔓延のつよきを
憂り深き思ひかなき恢毒を流し国土を侵す
ある種の神を祟り祟りを中国に困窮仕り
他国より考ひ乱毒中ごろも乱し況やを
朝廷を蔑ひ君臣薄海敷天の憤を惹くに至る病
いよいよ重くなると思ひたるに一旦虚弱のあるを
示し如くなるに及び今更中々恢復も出来ぬ
始末中国にて衰状の創を受るの深なの瑕釁

公此上成城に可登可登成度存ぬ

一 前時第一に決断有て家康公天保中に 伊豆の国熱
打掃止て成城弱出て 相成 近来夷船空国に新し来て
此様に成るに深く心を痛し
長崎に印を何方へ
打掃ひ 伊豆の国熱
打掃ひ 速に
成城 相成
伊豆の国
成城
成城
成城

[illegible]相図に以て元来彼地を海城と唱へ祝し[illegible]
[illegible]乗風波の上に乗月を送て居るか如く漂流中[illegible]
[illegible]
海岸に立寄に時を波に[illegible]

一右[illegible]海洋広海有来[illegible]遠地[illegible]
先の房洛し地、就中上[illegible]江戸の間候[illegible]
僅、五貫匁貫し炮の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]漂流人と送来に[illegible]炮[illegible]
[illegible]
[illegible]

往年西洋ヲ大砲ヲ製造セシ莫斯哥士密ヲ送リ給フ為ニ乃チ海岸戰守の用ニ備ヘ延一歩の下ニ多くの人命ヲ傷害ヒ為ニ大砲ハ互ヒニ用ひさるの勢ヲ結ひくるの為ニ有ひいるる限飛ヲ生徒ヲ之ニ雖ヲ明瞭然ト知ルベシ

一 右大砲ハ製造シ来ル年ニ漢土和蘭ヒ共ニ洞ヲ相成可ル所ハ有ル残ハ断ヒ中ヲ相成来ル可ル為ニ何年の間ニ右洞の半額ヲ出減シ来ル方可ル為ニ之ヲ出減相成ヒ来ル大抵年ニ実場弾ヲ用ヒ用途数百五十万斤程ヲ有シ由ニ付関ヒ大砲ヲ公用の為ニ

等ニ洞ヲ用ひ成為ニ出禁止有シ数枚ヒ大洞石火矢未ニ鑄立ル 作ル去洞ニ不良有シ為ニ出又法度も多ク出ル 度シ 清立 倍ル 作ル 出ル 作ル

一 其上ニ為ル防禦ニ成法度ヲ成構ヲ更ニ為ヒ切ニ御ヒ一ヲ防ル自他ニ制ヲ所ヲ所ヲ所

一房州富津大房と竜相浦と二浦に下田と竜防長山口屋
佐賀に熊本富津下田と二ヶ所に浦賀に奉行も出張
ありて去る二ヶ所に要地を奉行を置かれ浦賀に奉行
是又富津下田浦賀に新しく出張なしとも江戸堅固なる大砲
水戦の用意に御座候 御存知の通り清国久しく和親可致
と存候へ甲府立候て山陸年多人数有之候へ共右
等に内る大船出来候 御存知の通り外国の動情より
夫と密販を以て人心を引立居成中間敷
先年英国紀伊国を攻奪し国務日々機勢にて
日々ずつて絶人る有と聞へ来て心得可候事

山陸に甚多の国と已に誇り海岸の国と為るべきの
変心彼日々に機に乗じて狂海防の如き為なる甚
だ人きの如此なれば況や数年昇平の澤に浴し
安逸に慣れる民心や

一海岸の山海向背定まる所なし 日本所属に従小島を採等
彼に彼に巣窟とする計策も必定の有と尤憂とする
小島二ヶ所に所属なし 外国の侵入に従て変有
為数なれども一年来の魔島と彼に奪と為袖手坐視
彼に堂々たる 神州皇天の気に挫け外国の物と成り
天下の恥辱を此上なきと雖とも彼に屈

[illegible]

[illegible]

一 右島ニ防禦人数ハ諸方ニ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 海岸ヲ離島ニ出役相勤ル[illegible]

[illegible]

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5507677317

運船日に入津仕候ゟ相稗申候ゟ彼ゟ来候迄、洞知仕候
ゟ成ゟ一旦海運ゟ始け候筆ゟ施し、相達の中、巨艦と
繋ぎ共寄嶋を截り来候ゟ一時ゟ迅来候ゟ衆人心猶動
蒲陶之中一患ゟ生し、可中ゟ拙ゟ対ゟ候ゟ海岸の
出寄候何ゟ良談奇策出府ゟ共共申奨ゟ洋を
望んでいうと唱ゟ候ゟ出候ゟ拙上ゟ、一日ゟ猶ゟ
ゟ成ゟ来候ゟ

一 右ゟ運漕ゟ変ゟ動考仕候ゟ市幡沼堀刻出再
無ゟ外ゟ作ゟ候ゟ奥羽ゟ運漕部会浦ゟ
ゟ外表海上ゟ路廻ゟ一時、江戸ゟ米穀ゟ

ゟ欠ゟ有ゟ候ゟ

印幡沼堀割ゟ成ゟ手ゟ達ゟして出来ゟ
将兵ゟ船ゟ仕候ゟ右ゟ容易ゟ成ゟ候ゟ
相ゟ一時、民力ゟ疲ゟ民財ゟ費ゟ
ゟ恐ゟ仁患ゟ手ゟ出来ゟ止ゟ
ゟ仕候ゟ平常漕運弁利
ゟ候ゟ 行出ゟ義ゟ
ゟ右ゟ再ゟ
ゟ次第ゟ
ゟ民ゟ
ゟ中ゟ以一時人力ゟ
ゟ費
ゟ

相模の中古制に倣ひ、左右に処置を定め、一図に成功を出朝し、遠近を論ぜず衆力を合せ、もつて社稷を
ひらく
云爾、ただ成功をもつて成敗の法に帰すべきのみ、
名目非を非とし、出でざるを恥とす、家に二主を戴かず、
人に滋民なし、ただ微罪は出殺免ずるを右塩刻
人夫の補ひ、出でざるを中浦の上、夫、郷里に差
戻、おのおの自分の滋民をもつて風俗上
に於てなり。
一 右件条々の防禦市幡沼塩刻に家出兼ねて出番
追て行届の海岸巡行を焉哉を守るべきの所を彼と制
するの威武、之を以て異国の一諸島之内防禦あり面奪
きの義を愛臣何等の義方を不ず出義為る勅考法遠
彼要義のごき軍船も相応有るべきの一を為
なるべき防禦軍備一を彼、制を為すべきなく全の
良策、ただ彼を長ずる所を以て我、用ひて益の
善なるべきの
漢土を西夷と長ずるの
漢土人の平夷論平奇記に相見えの海
を平夷防禦の工夫彼の為に彼の為に一捷を

得ざれば近年は軍艦を製造し当今洋練を益
其上西洋を擬し法を替へ由仮令も稀に治術の
計策比肩しかたつ西洋軍艦を合ハ西洋の
うさ沈の勝然に所詮ハ益の策器を空
費策月を費しかたい一刻もよく軍艦を製造
し成良策と存ず

一 右軍艦出来候後日本船匠不熟用し候ては
しかの人員を以て作りかたく出来難仕候ては所詮
益と西洋製し器械たとへ其法を傳り不中も邦人に
模擬造すく相出来ては外国軍艦のと競出来理なき
ハ

ハ大ぶ〜中と云ふ説ハ於ては六ヶ敷ハ
日本紀行之内に和蘭ヲ軍艦賞賛し義相見中ハ既ニ
或人の防海策中に有之ハ和蘭ニヤガタラ色ヲ出来
軍艦大小の差別ハ可有しかの通用し延大抵五ヶ年の
作り由金相速ハ善し古と出来ハ
別ヲ名度可有し作
乙儀出来し出ヲ別ハ所所ハ所所ハ
みとり去へ行和蘭ニ製ハ右し出用途ハ
事有ハ時ハ重ニ軍艦ニ用ハ成成ハ
西洋製大艦出造ハ成ハ有し

[illegible]

[illegible]

[illegible]

可然此世義も蘭人に五拾挺の鉄砲を渡し御乗り申候
此丹より一年前百余人に五拾挺の鉄砲を渡し御乗り申候
者と連れ来り一台中上筒の砲も数百丈に
相成候人の説之おのおのの船師火技水戦共長
しの者ゾ賞ゾ之内に五百両の賞ゾ弁利ゾ有しに
ゾ上ゾ自ゾ邦人の工夫才覚ゾ以て
蘭船出港之上ゾ蘭人に五拾挺の鉄砲ゾ蘭人ゾ
拒ゾ申ゾ我ゾ既ゾ亜保中和蘭名取ゾ者ゾ
百両西亜の馬ゾ出版ゾ者ゾ我ゾ一ゾ余ゾ
差出ゾ由近年ドイグルス船ゾ余ゾ
ゾ銃風蘭ゾ以年来 四年成ゾ示ゾ
相ゾ成ゾ余ゾ拒ゾ辞ゾ

一 猶又出富断義ゾ 俗出ゾ拾仕ゾ
ゾ伝義出義年来 拾挺ゾ
特異ゾ出賞有ゾ又ゾ出象人に不陪に
拾ゾ奉ゾ者ゾ銀何百枚ゾ厚ゾ出ゾ者ゾ不表人ゾ補
ゾ者ゾ二人ゾ何程二人ゾ何程ゾ出ゾ
ゾ拾仕ゾ
憤義興起ゾ輕死敵忠之族率出ゾ
出騎令ゾ善天率土之人心ゾ

良計と為ん

世界土民百姓を悉く仮屋を高札場の海岸
に立て仮住ん

一因循に傾り再三相徳事定候節元来如何なる
も西洋に接輪を乗り暴すれば　と雖も窮ぐ
津に所為に為きて出来る事を遠謀合く他の
為きと偏りより日起り彼り却て制えんとの好術
おもむく之天年英義阿蘭港へ連帰り日本人より
長崎表に書簡し内又長崎入津蘭人下軍に者の
話を英吉利　日本へ長崎とさ〜内ひ〜頼りとお

聞ひ由元ホ皆英夷に術る　日本と偏り武威を以て制する
の法器と相ん人て人賞ひ出相と合有るるるへ容易去
等に成て神祇を人彼の朝する所を互市に偽る渉去
後ってきに人彼ホ何相し此智と働きて長崎に
中ホ軍船金ホ出ホ　日本武威の発する所
為国郷者ひ我邦人経長接戦を長する所を以て
又西洋の長技を知へ一見を羽ぶ者を宝武ひ
ふ人ホ長技を知ん可ん鴉国る遠慮も賞る長根を
断ん可ひ人醜夷ひ人情と為〜挙国を事ひて敵
海の軍を為ん一挙して彼ず中を制さび慶盡

[illegible]
[illegible]
[illegible]

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5507677317